



栃木県公報

令和2(2020)年
10月16日(金)
号 外
第 56 号

目 次

選挙管理委員会

- 栃木県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数…………… 1
- 栃木県知事選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第33号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定に基づき、令和2年11月15日執行予定の栃木県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。

令和2(2020)年10月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

放送の区分	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	3回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	1回

栃木県選挙管理委員会告示第34号

令和2年11月15日に栃木県知事選挙を行う予定であるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定めた。

令和2(2020)年10月16日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

令和2(2020)年10月28日 ただし、年齢については令和2(2020)年11月15日